

平成 30 年度教員のための体育塾実施要項

1 ね ら い 体育指導及び保健体育指導に係る様々な課題に対して、気軽に相談できる環境を整え、その課題解決とともに、教員の指導力の向上を図る。

2 主 催 県立体育センター

3 日 時 【電話による相談】 月曜日～金曜日 9:00～17:00
【メールによる相談】 いつでも可
【訪問による実技指導】 相談者との打合せにより日時を決定
※年末年始を除く。



4 対 象 県内小学校教員、県内中学校保健体育科教員、
県内高等学校保健体育科教員、県内特別支援学校保健体育科教員

5 相談の内容 (1) 体育分野の指導等について
(2) 保健分野の指導等について
(3) 訪問による実技指導について

6 対 応 体育センター指導主事等

7 方 法 (1) 電話による相談
(2) メールによる相談
(3) 訪問による実技指導（相談内容により対応します）
※準備を要するため、事前に電話かメールにて御相談ください。



【直通電話：0466-97-7830（ナギゼロ）】

メールによる問い合わせは以下の URL にアクセスしてください。

パソコン	https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?id=1523608927658
携帯電話	https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/iform.do?id=1523608927658
スマートフォン	https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/sform.do?id=1523608927658

8 服務について 相談内容により、勤務時間外となる場合については、自主研修での公務外として扱うこととし、自己研鑽の機会として有効に活用できるものとします。

9 そ の 他 (1) 実技を伴う訪問による実技指導については事前に電話で御確認ください。
(2) 訪問による実技指導での施設については、スポーツアリーナ改修工事のため、相談者が施設の確保していただきます。
(3) 訪問による実技指導では、訪問する体育センター所員の旅費・雑費は必要ありません。



問合せ先
県立体育センター指導研究課
電 話 (0466) 81-2572 (直通)
ファクシミリ (0466) 83-4622 (共用)

